

仕様書

1 件名

令和8年度電波利用環境保護周知啓発強化期間（令和8年6月1日から10日まで）における広報業務（公共交通機関での中吊り広告）の請負

2 調達の目的

電波利用ルールの遵守及び四国総合通信局での電波利用の相談・申告対応について広く国民へ周知啓発を図るため、電波利用環境保護周知啓発強化期間の広告を行う。

3 概要

本仕様書は、電波利用環境保護周知啓発強化期間における四国内の公共交通機関での中吊り広告の掲出実施業務の内容について定めるものである。

4 契約期間

契約日から令和8年7月31日（金）までとする。

5 調達範囲

請負者は、以下の項目のとおり公共交通機関での中吊り広告の実施業務を行う。

(1) 中吊り広告の掲出公共交通機関と期間

四国旅客鉄道（株）	列車	(250枚)	(6日間)
伊予鉄道（株）	電車（郊外電車）	(94枚)	(7日間)
伊予鉄道（株）	バス*	(139枚)	(7日間)
*（グループ会社の伊予鉄南予バス（株）を含む）			
宇和島自動車（株）	バス	(60枚)	(7日間)
瀬戸内運輸（株）	バス	(82枚)	(7日間)
高松琴平電気鉄道（株）	電車	(120枚)	(7日間)
ことでんバス（株）	バス	(80枚)	(7日間)
大川自動車（株）	バス	(18枚)	(7日間)
琴参バス（株）	バス	(25枚)	(7日間)
徳島バス（株）	バス	(130枚)	(10日間)
徳島市交通局	バス	(18枚)	(10日間)
とさでん交通（株）	電車	(40枚)	(7日間)
とさでん交通（株）	バス*	(141枚)	(7日間)
*（グループ会社の高知高陵交通（株）・高知西南交通（株）・高知東部交通（株）・（株）県交北部交通を含む）			
土佐くろしお鉄道（株）	列車	(14枚)	(7日間)
合計		(1,211枚)	

※ 掲出枚数は原則1車両1枚とする。

(2) 掲出物

請負者は四国総合通信局電波監理部電波利用環境課（以下、「主管課」という）が提供する電波利用環境保護活動用B3判ポスターを掲出すること。

(3) 掲出期間

原則、令和8年6月1日(月)から令和8年6月10日(水)までの間で各社が規定している(1)の日数とする。

6 納入成果物

- (1) 報告書 1部 (掲出状況の写真が掲載されているもの)
- (2) 納入期限 令和8年7月31日(金)
- (3) 納入場所 総務省四国総合通信局 電波監理部 電波利用環境課
〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2丁目14-4
TEL 089-936-5055

7 その他

- (1) 本件契約の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) やむを得ず広告の掲示車両数や掲示時期・期間等が変更になる場合は、主管課と協議し、主管課の指示に従うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない事項又はこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は、主管課の指示に従うこと。